2. 事業活動計算書勘定科目

①収益の部

〈サービス活動増減による収益〉

大区分	中区分	小区分	説明			
民育事業収益	施設型給付費収益	施設型給付費収益	施設型給付費の代理受領分をいう。			
		利用者負担金収益	施設型給付費における利用者等からの利用者負担金(保育料をいう。			
	地域型保育給付費収益	地域型保育給付費収益	地域型保育給付費の代理受領分をいう。			
		利用者負担金収益	地域型保育給付費における利用者等からの利用者負担金(作育料)収益をいう。			
	委託費収益		子ども・子育て支援法附則第6条に規定する委託費収益(私立 認可保育所における保育の実施等に関する運営費収益)をいう。			
	利用者等利用料収益	利用者等利用料収益(公費)	実費徴収額(保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入 する費用又は行事への参加に要する費用等)にかかる補品 収益をいう。			
		利用者等利用料収益(一般)	実費徴収額(保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に引する費用又は行事への参加に要する費用等)のうち補足給付収益以外の収益をいう。			
		その他の利用料収益	特定負担額(教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価)など上記に属さない利用者からの収益をいう。			
	私的契約利用料収益		保育所等における私的契約に基づく利用料収益をいう。			
	その他の事業収益	補助金事業収益(公費)	保育所等に関連する事業に対して、国及び地方公共団体から3 付される補助金事業収益をいう。			
		東京都保育士等キャリア アップ補助金収益	東京都保育士等キャリアアップ補助金の収益をいう。			
		東京都保育サービス推進事 業補助金収益	東京都保育サービス推進事業補助金の収益をいう。			
		次世代育成支援対策交付金 収益	地域活動事業に係る交付金収益をいう。			
		子育て推進交付金収益	11時間開所保育事業、零歳児保育特別事業、障害児保育事 業、一般保育所対策事業等の交付金収益をいう。			
		産休等代替職員費補助金収 益	産休、病休代替職員に対する補助金の収益をいう。			
		延長保育事業補助金収益	延長保育事業に対する補助金の収益をいう。			
		一時預かり事業補助金収益	一時預かり事業に対する補助金の収益をいう。			
		体調不良児対応型保育事業 補助金収益	体調不良児対応型保育事業に対する補助金の収益をいう。			
		市区町村補助金収益	市区町村の単独補助(青梅市保育士加算等)の収益をいう。			
		市区町村法人運営費補助金 収益	法人運営における補助金収益をいう。			
		補助金事業収益(一般)	保育所等に関連する事業に対して、国及び地方公共団体以外から交付される補助金事業収益をいう(共同募金からの配分金(受配者指定寄附金を除く)及び助成金を含む)。保育所等に関連する補助金事業に係る利用者からの収益も含む。			
		延長保育利用料収益	延長保育の利用者からの利用料収益をいう。			
		バス利用料収益	登園バスの利用者からの利用料収益をいう。			
		一時預り保育利用料収益	一時預り事業の利用者からの利用料収益をいう。			
		ー 共同募金収益	 共同募金からの配分金及び助成金をいう。			

大区分	中区分	小区分	説明
		受託事業収益(公費)	保育所等に関連する、地方公共団体から委託された事業に係収益をいう。
		市委託事業費収益	市からの委託事業にかかる委託料収益をいう。
		受託事業収益(一般)	保育所等に関連する、受託事業に係る利用者からの収益をいう。
		病後児保育利用料収益	病後児保育の利用者からの利用料収益をいう。
		休日保育利用料収益	休日保育の利用者からの利用料収益をいう。
		その他の事業収益	上記に属さないその他の事業収益をいう。
経常経費寄附金収益			経常経費に対する寄附金及び寄附物品をいう。
その他の収益	その他の収益	共済会退職金収益	東社協共済会退職金収益をいう。
〈サービス活動外増減によ	る収益〉		
借入金利息補助金収益			施設整備及び設備整備に対する借入金利息に係る地方公共団体からの補助金等をいう。
受取利息配当金収益			預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び出資金等に係る配当 金等の収益をいう。(償却原価法による収益を含む。)
有価証券評価益			有価証券(投資有価証券を除く)を時価評価した時の評価益をし う。
有価証券売却益			有価証券(投資有価証券を除く)を売却した場合の売却益をい う。
投資有価証券評価益			投資有価証券を時価評価した時の評価益をいう。
投資有価証券売却益			投資有価証券を売却した場合の売却益をいう。
その他のサービス活動外 収益	受入研修費収益		研修の受入に対する収益をいう。
,	利用者等外給食収益		職員等患者・利用者以外に提供した食事に対する収益をいう。
	雑収益		上記に属さないサービス活動外による収益をいう。
		実費弁償金収益	私的電話料、コピー料、園外保育の保護者負担等の収益をい う。
		その他の雑収益	上記に属さないサービス活動外による収益をいう。
〈特別増減による収益〉			1
施設整備等補助金収益	施設整備等補助金収益	都施設整備費補助金収益	施設整備及び設備整備に係る東京都からの補助金等をいう。
		市施設整備費補助金収益	施設整備及び設備整備に係る青梅市からの補助金等をいう。
		市施設運営維持費補助金収益	施設運営維持に係る青梅市からの補助金等をいう。
	設備資金借入金元金償還補 助金収益		施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る地方公 共団体からの補助金等の収益をいう。
施設整備等寄附金収益	施設整備等寄附金収益		施設整備及び設備整備に係る寄附金をいう。なお、施設の創設 及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金を含む。
	設備資金借入金元金償還寄 附金収益		施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る寄附金 をいう。
長期運営資金借入金元 金償還寄附金収益			長期運営資金(設備資金を除く)借入金元金償還に係る寄附金 をいう。
固定資産受贈額	その他の受贈額		土地など固定資産の受贈額をいう。なお、受贈の内容を示す名 称を付した科目で記載する。
固定資産売却益	車輌運搬具売却益		車輌運搬具の売却した場合の売却益をいう。

大区分	中区分	小区分	説明			
	その他の売却益		売却資産の名称等売却の内容を示す名称を付した科目で記載 する。			
事業区分間繰入金収益			他の事業区分からの繰入金収益をいう。			
拠点区分間繰入金収益			同一事業区分内における他の拠点区分からの繰入金収益をい う。			
事業区分間固定資産移 管収益			他の事業区分からの固定資産の移管による収益をいう。			
拠点区分間固定資産移 管収益			同一事業区分内における他の拠点区分からの固定資産の移管 による収益をいう。			
その他の特別収益	徴収不能引当金戻入益		徴収不能引当金の差額計上方式における戻入額をいう。			
②費用の部						
〈サービス活動増減による	費用〉					
人件費	役員報酬		役員に支払う報酬、諸手当をいう。			
	職員給料	職員俸給	常勤職員に支払う俸給をいう。			
		扶養手当	常勤職員に支払う扶養手当をいう。			
		地域手当	常勤職員に支払う地域手当をいう。			
		住宅手当	常勤職員に支払う住宅手当をいう。			
		通勤手当	常勤職員に支払う通勤手当をいう。			
		4+ T4 44 75 T 11	** #L III P - + -1			

			市到収員に又仏ノ俗和でいり。
		扶養手当	常勤職員に支払う扶養手当をいう。
		地域手当	常勤職員に支払う地域手当をいう。
		住宅手当	常勤職員に支払う住宅手当をいう。
		通勤手当	常勤職員に支払う通勤手当をいう。
		特殊業務手当	常勤職員に支払う特殊業務手当をいう。
		超過勤務手当	常勤職員に支払う超過勤務手当をいう。
		管理職手当	常勤職員の管理職に支払う管理職手当をいう。
		障害児保育手当	常勤職員に支払う障害児保育手当をいう。
		役付手当	常勤職員に支払う役付手当をいう。
		延長保育手当	常勤職員に支払う延長保育手当をいう。
	職員賞与		職員に対する確定済賞与のうち、当該会計期間に係る部分の金 額をいう。
	賞与引当金繰入		職員に対する翌会計期間に確定する賞与の該当会計期間に係 る部分の見積額をいう。
	非常勤職員給与		非常勤職員に支払う俸給・諸手当及び賞与をいう。
	派遣職員費		派遣会社に支払う金額をいう。
	退職給付費用	退職給付費用	従事する職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額(役員であることに起因する部分を除く)をいう。
		退職金	東社協共済会退職金のうち差益額の金額をいう。
		退職給付引当金繰入	東社協共済掛金を支払う金額をいう。
	法定福利費		法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、 雇用保険料等の費用をいう。
事業費	給食費		食材及び食品の費用をいう。なお、給食業務を外部委託している施設または事業所にあっては、材料費を計上すること。
	保健衛生費		利用者の健康診断の実施、施設内又は事業所内の消毒等に要する費用をいう。
	保育材料費		保育に必要な文具材料、絵本等の費用及び運動会等の行事を 実施のための費用をいう。
	水道光熱費		利用者に直接必要な電気、ガス、水道等の費用をいう。
1	ı	3	1

大区分	中区分 燃料費	小区分	説 明 利用者に直接必要な灯油、重油等の燃料費(車輌費で計上する
)		利用有に直接必要は別油、里油等の燃料質(早輌質で訂上する 燃料費を除く)をいう。
	消耗器具備品費		利用者の処遇に直接使用する介護用品以外の消耗品、器具備 品で、固定資産の購入に該当しない費用をいう。
	保険料		利用者に対する損害保険料等をいう。
	賃借料		利用者が利用する器具及び備品等のリース料、レンタル料をいう。
	車輌費		乗用車、送迎用自動車、救急車等の燃料費、車輌検査料等の 費用をいう。
	雑費		事業費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。
事務費	福利厚生費		役員・職員が福利施設を利用する場合における事業主負担額、 健康診断その他福利厚生のために要する法定外福利費をいう。
	職員被服費		職員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣などの 購入、洗濯等の費用をいう。
	旅費交通費		業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費(ただし、研究、研修のための旅費を除く)をいう。
	研修研究費		役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用(研究、研修のための旅費を含む)をいう。
	事務消耗品費		事務用に必要な消耗品及び器具什器のうち、固定資産の購入 に該当しないものの費用をいう。
	印刷製本費		事務用に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に 要する費用をいう。
	水道光熱費		事務用の電気、ガス、水道等の費用をいう。
	燃料費		事務用の灯油、重油等の燃料費(車輌費で計上する燃料費を除く)をいう。
	修繕費		建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的費用を含まない。
	通信運搬費		電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用をいう。
	会議費		会議時おける茶菓子代、食事代等の費用をいう。
	広報費		施設及び事業所の広告料、パンフレット・機関誌・広報誌作成などの印刷製本費等に要する費用をいう。
	業務委託費		洗濯、清掃、夜間警備及び給食(給食材料費を除く)などの施設の業務の一部を他に委託するための費用(保守料を除く)をいう。必要に応じて検査委託、給食委託、寝具委託、医事委託、清掃委託など、小区分で更に細分化することができる。
	手数料		役務提供にかかる費用のうち、業務委託費以外のものをいう。
	保険料		生命保険料及び建物、車輌運搬具、器具及び備品等にかかる 損害保険契約に基づく保険料をいう。ただし、福利厚生費に該当 するものを除く。
	賃借料		固定資産に計上を要しない器機等のリース料、レンタル料をい う。
	土地・建物賃借料		土地、建物等の賃借料をいう。
	租税公課		消費税及び地方消費税の申告納税、固定資産税、印紙税、登 録免許税、自動車税、事業所税等をいう。
	保守料		建物、各種機器等の保守・点検料等をいう。
	渉外費		創立記念日等の式典、慶弔、広報活動(広報費に属する費用を 除く)等に要する費用をいう。
	諸会費	4	各種組織への加盟等に伴う会費、負担金等の費用をいう。

大区分	中区分	小区分	説明
	雑費		事務費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。
減価償却費			固定資産の減価償却の額をいう。
国庫補助金等特別積立 金取崩額			国庫補助金等の支出対象経費(主として減価償却費)の期間費 用計上に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金の額 いう。
徴収不能額			金銭債権の徴収不能額のうち、徴収不能引当金で填補されない 部分の金額をいう。
徴収不能引当金繰入			徴収不能引当金に繰入れる額をいう。
その他の費用			上記に属さないサービス活動による費用をいう。
〈サービス活動外増減によ	<u>·</u> - る費用〉		
支払利息			設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入 金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理をす るものをいう。
有価証券評価損			有価証券(投資有価証券を除く)を時価評価した時の評価損をし う。
有価証券売却損			有価証券(投資有価証券を除く)を売却した場合の売却損をいう。
投資有価証券評価損			投資有価証券を時価評価した時の評価損をいう。
投資有価証券売却損			投資有価証券を売却した場合の売却損をいう。
その他のサービス活動外 費用	利用者等外給食費		職員、来訪者等利用者以外に提供した食材及び食品の費用を いう。
	雑損失		上記に属さないサービス活動外による費用をいう。
〈特別増減による費用〉			
基本金組入額			運用上の取り扱い第11条に規定された基本金の組入額をいう。
資産評価損			資産の時価の著しい下落に伴い、回復の見込みがない当該資産に対して計上する評価損をいう。ただし、金額が大きい場合には個別に名称を付与して計上する。
固定資産売却損・処分損	建物売却損・処分損		建物を除却又は売却した場合の処分損をいう。
	車輌運搬具売却損・処分損		車輌運搬具を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をい う。
	器具及び備品売却損・処分 損		器具及び備品を売却又は処分した場合の売却損又は処分損を いう。
	その他の固定資産売却損・ 処分損		上記以外の固定資産を売却又は処分した場合の売却損又は除 却損をいう。
国庫補助金等特別積立 金取崩額(除却等)			国庫補助金等により取得した固定資産の廃棄等に伴い、取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。
国庫補助金等特別積立 金積立額			運用上の取り扱い第10に規定された国庫補助金等特別積立金 の積立額をいう。
災害損失			火災、出水等の災害に係る廃棄損と復旧に関する費用の合計 額をいう。
事業区分間繰入金費用			他の事業区分への繰入額をいう。
拠点区分間繰入金費用			同一事業区分内における他の拠点区分への繰入額をいう。
事業区分間固定資産移 管費用			他の事業区分内への固定資産の移管額をいう。
拠点区分間固定資産移	拠点区分間固定資産移管費 用		同一事業区分内における他の拠点区分への固定資産の移管を をいう。
管費用	"		20.70

大区分	中区分	小区分	Ē	兑	明		
〈繰越活動増減差額の部〉							
基本金取崩額			運用上の取り扱い第	12に規定された基	基本金の取崩額をいう。		
その他の積立金取崩額	人件費積立金取崩額		運用上の取り扱い第 をいう。	19に規定されたそ	その他の積立金の取崩額		
	修繕積立金取崩額						
	備品等購入積立金取崩額						
	保育所施設整備積立金取崩 額						
	都施設整備費積立金取崩額						
	市施設整備費積立金取崩額						
	市施設運営維持費積立金取 崩額						
	任意積立金取崩額						
その他の積立金積立額	人件費積立金積立額		運用上の取り扱い第をいう。	19に規定されたそ	その他の積立金の積立額		
	修繕積立金積立額						
	備品等購入積立金積立額						
	保育所施設整備積立金積立 額						
	都施設整備費積立金積立額						
	市施設整備費積立金積立額						
	市施設運営維持費積立金積立額						
	任意積立金積立額						